

令和5年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	1件
処理件数	1件
繰越件数	0件

2 概要

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出（1件）

申出内容	処理状況
<p>受付番号5-1</p> <p>さいたま市に盗撮被害を訴える窓口がない。既存の犯罪被害者等相談窓口、女性の悩み相談、人権相談などは盗撮に関して深く関わっているとはいえない。盗撮犯による女性への監視は女性の権利の侵害であり、これに対する窓口がないことは、あえて女性を攻撃されるままにしているということにほかならない。犯罪被害者等相談窓口、女性の悩み相談内に、知識・対応力を持った相談員を配置するか、盗撮被害相談窓口を新設することを望む。</p> <p>（申出 令和5年9月17日）</p>	<p>盗撮被害に関する相談についても、既存の相談窓口において、関係機関との連携体制により適切な対応が可能であると判断する。また、申出書にある、「犯罪被害者等相談窓口」「女性の悩み相談」の事業所管課では、令和5年6月16日の刑法改正で性的姿態等撮影罪（以下「撮影罪」という）の新設を含む性犯罪の規定が変更されたことに伴い、相談員に対して、その内容（撮影罪を含む）に関する研修を行うなど、知識・対応力を持った相談員の育成にも努めている。</p> <p>以上のことから、助言勧告等を行わないこととした。</p> <p>（処理 令和5年12月21日）</p>